［2　略］
3　本年収入の内訳
個人の党費・会費（50,821人）　42,880,185
［略］
［4・5　略］

［2　同左］
3　本年収入の内訳
個人の党費・会費（50,717人）　42,841,136
［同左］
［4・5　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○厚生労働省告示第百九十号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）第一号ただし書並びに厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表４から６まで及び20の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ、救急補正係数及び激変緩和係数（平成二十四年厚生労働省告示第百六十五号）の一部を次の表のように改正し、令和七年七月一日から適用する。

令和七年六月三十日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後

別表第三

都道府県	病院	基礎係数	機能評価係数Ⅱ	救急補正係数	激変緩和係数
（略）					
30420	削除	削除	削除	削除	削除
（略）					
30525	削除	削除	削除	削除	削除
（略）					
31005	削除	削除	削除	削除	削除
（略）					

改正前

別表第三

都道府県	病院	基礎係数	機能評価係数Ⅱ	救急補正係数	激変緩和係数
（略）					
30420	東京	1.0063	0.0537	0.0399	0.0000
（略）					
30525	神奈川	1.0451	0.0486	0.0175	0.0000
（略）					
31005	兵庫	1.0063	0.0614	0.0027	0.0000
（略）					

その他告示

○デジタル庁告示第七号

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第十条の規定に基づき、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を次のように定める。

令和七年六月三十日

内閣総理大臣　石破　茂

一　令和七年度青森県十和田市低所得者支援給付金（令和六年度新たな住民税非課税世帯分）（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度十和田市一般会計補正予算における、青森県十和田市から、低所得者世帯（物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則（令和五年内閣府・総務省・財務省令第一号）第二条第一号ハに掲げる世帯その他これに準ずる世帯に限る。）を支援する観点から支給される給付をいう。）

二　令和七年度青森県十和田市低所得者支援給付金（令和六年度新たな住民税均等割のみの課税世帯分）（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度十和田市一般会計補正予算における、青森県十和田市から、低所得者世帯（物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則第二条第一号ニに掲げる世帯その他これに準ずる世帯に限る。）を支援する観点から支給される給付をいう。）

三　令和七年度青森県十和田市低所得者支援給付金（令和六年度こども加算分）（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度十和田市一般会計補正予算における、青森県十和田市から、低所得である子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

四　令和七年度京都府福知山市住民税非課税世帯等臨時特別給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度福知山市一般会計補正予算における、京都府福知山市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

五　令和七年度徳島県小松島市高齢者世帯物価高騰対策給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度小松島市一般会計補正予算における、徳島県小松島市から、高齢者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

附　則

この告示は、公布の日から適用する。